

調査基準価格を下回る金額での契約に関する特約条項

(製造請負契約関係)

(契約保証金等)

第1条 請負人は、約款第5条第4項に規定する契約保証金の額、保証金額又は保険金額を、請負代金額の10分の3以上としなければならない。

(中間前払金の適用除外)

第2条 請負人は、約款第32条第3項に規定する中間前払金の支払を発注者に請求することができない。

(中間技術検査の実施)

第3条 発注者は、請負代金額にかかわらず、横浜市請負工事検査事務取扱要綱第8条第2項各号に定める工種を主たる工種とする工事については、中間技術検査を実施し、請負人は当該検査に協力しなければならない。

(低入札価格事後コスト調査の実施)

第4条 請負人は、約款第29条に規定する検査に合格した日から発注者が特に認めた場合を除き2週間以内に、横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱第7条第2項に掲げる書類を発注者に提出しなければならない。

2 請負人は、横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱第7条第3項に規定する調査に協力しなければならない。